

令和8年5月28日

関係各位

神戸税関  
監視部・業務部

神戸税関監視部・業務部における開庁時間等の変更について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素から税関行政に対しましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、神戸税関では、近年の行政需要の変化を踏まえ、関税法（以下「法」という。）第19条の規定に基づく開庁時間を、次の表に掲げる許可・承認等の区分について、令和8年7月1日から下記のとおり変更することとしましたので、お知らせいたします。

なお、開庁時間外の各種手続きにつきましては、従来通り、「開庁時間外の事務の執行を求める届出」を提出していただくことにより対応いたします。

また、一部時間帯における対応窓口の場所及び業務内容を変更いたしますのでご留意ください。

記

現行		令和8年7月1日以降		
許可・承認等の区分	開庁時間		許可・承認等の区分	開庁時間
（蔵入・移入承認） ・法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）の承認 （展示等申告） ・法第62条の3第1項の承認 （総保入承認） ・法第62条の10の承認 （保税運送承認） ・法第63条第1項の承認 （輸出入の許可） ・法第67条（法第75条において準用する場合を含む。）の許可（別送品を除く。） （許可前引取承認） ・法第73条第1項の承認	【平日】 08:30～21:00 【土日休日】 08:30～17:00	業務部 <u>(※1)</u>	・法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）の承認 ・法第62条の3第1項の承認 ・法第62条の10の承認 ・法第67条（法第75条において準用する場合を含む。）の許可（別送品及びコンテナ条約第2条の適用を受けるコンテナを除く。） ・法第73条第1項の承認	【平日】 08:30～19:00 【土日休日】 08:30～17:00
		監視部	・法第63条第1項の承認 ・法第67条（法第75条において準用する場合を含む。）の許可（コンテナ条約第2条の適用を受けるコンテナに限る。）	【平日】 08:30～17:15

(※1) 平日17時15分から19時及び土日休日の業務部の対応窓口は、六甲アイランド出張所1階に新設する業務部特別通関部門となります。（場所は別紙参照）

(※2) 各種手続きに係る担当部門及び連絡先は、後日改めてご案内いたします。

【問合せ先】

監視部管理課：078-333-3044

業務部管理課：078-333-3084

【業務部特別通関部門設置場所】

場所：神戸税関六甲アイランド出張所 1 階

住所：神戸市東灘区向洋町西 1 丁目

神戸税関六甲アイランド出張所（1 F 平面図）

